

多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画進捗状況一覧表

資料1－2

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
1	1：生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実	中心市街地活性化の推進	広域交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成25年6月に第2期高松市中心市街地活性化基本計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受けた。 平成28年度は、昨年度に引き続き、目標数値の達成に向けて、計画掲載事業の実施を推進した。 【今後の予定】 第2期高松市中心市街地活性化基本計画に基づき、中央商店街の空き店舗率、歩行者通行量、市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合について、目標数値の達成に向けて計画掲載事業の実施を推進する。	【基本的な考え方】 第2期高松市中心市街地活性化基本計画は、「にぎわい・回遊性・豊かな暮らしのあるまちを目指して」をコンセプトに、取り組む各種事業が活性化の相乗効果を生み、止まることなく活性化が続き、広がるよう、その仕組みや仕掛けを重視して、中心市街地の活性化を推進する。 【具体的な内容】 中心市街地活性化基本計画の認定による規制緩和や国等の支援措置を受け、コンパクト・エコシティ推進に寄与する計画掲載事業の円滑な実施を図る。	第2期高松市中心市街地活性化基本計画 ・計画期間：H25年6月～H30年3月 ・計画掲載事業：51事業 ・目標数値 ○中央商店街の空き店舗率 基準値(H24.6)16.6% → 目標値(H29)14.9% 現況値(H28.6)16.9% ○中央商店街の歩行者通行量 基準値(H24)131,878人 → 目標値(H29)141,000人 現況値(H28)130,566人 ○市全体の人口に対する中心市街地の居住人口の割合 基準値(H24.10)4.8% → 目標値(H29.10)5.1% 現況値(H28.10)4.8%
2	1：生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実	高松丸亀町商店街再開発事業	広域交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	未着手	【現時点までの経過】 大工町・磨屋町地区において市街地再開発事業を行うため、平成26年度に設立された準備組合により平成27年度に再開発事業推進計画を策定するとともに、平成28年度において、建物等調査を実施し、再開発事業の精度の向上を図った。 【今後の予定】 関係者の合意形成の状況を注視しながら、事業性や効果、採算性などを熟慮した事業計画（施設規模、資金計画など）が取りまとめられるよう支援していく。	【基本的な考え方】 再開発事業（民間プロジェクト）を法定再開発事業により実施する取組み。 【具体的な内容】 商業・サービスの魅力強化と来街者の回遊性向上、まちなか居住の促進に資する高松丸亀町商店街等再開発事業に対する計画について検討。	
3	1：生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実	中心市街地での健康づくり事業	広域交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成25年度は、高松市協働企画提案事業「てくてくトクトク」を実施。平成26～28年度は、「健康チャレンジ」事業として新塩屋町コミュニティ協議会が、商店街を活用した健康づくり（アーケードのあるウォーキングコースを設定し歩く）に3か月間取り組んだ。また、新塩屋町コミュニティ協議会が作成したマップを取組報告冊子やホームページ上に公開し、広く活用できるようにした。 【今後の予定】 新塩屋町地区以外の中心市街地地域コミュニティ協議会・保健委員会などと共同で、新たにウォーキングコースを作成し、ホームページ掲載によって、市民に広く活用していただけるようにする。また、商店街ウォーキングコースを活用した健康づくりイベントの開催を実施する。	【基本的考え方】 アーケード商店街を利用し、健康づくりの場として利用。商店街に人が集まることで商店街の活性化を目指す。 【具体的内容】 日本一長いアーケード商店街を利用して、日常的に運動促進できる事業を実施。参加者には琴電や自転車等を利用し、近隣からは徒歩で参加してもらう。例えば瓦町から片原町まで歩いたら、何キロや何キロカロリー消費などの目安等も示し、モデルコースなどを設定し、日常の活動量を増やしてもらう。 運動量を増やすことにより、糖尿病やメタボの予防につなげ、同時に商店街の活性化をねらう。今後、関係者を巻き込み協議していく。	現在、各保健センターやコミュニティセンターにて運動教室等を実施しているが、開催場所が限られている。 アーケード商店街は、天候に左右されることもなく、ウォーキングコースとして活用している市民がいるが、広く一般には意識付けられてはいない。
4	1：生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実	地域交流拠点における新病院整備事業	地域・生活交流拠点	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成26年12月、新築工事、電気設備工事、機械設備工事に着手 現在（平成29年1月）、基礎及び1階躯体部分を整備中 【今後の予定】 平成30年度前半開院予定	【基本的な考え方】 高松市民病院と香川診療所を移転統合した高松市新病院を整備する。 【具体的な内容】 新病院は、急性期医療の充実を図るとともに、「地域包括ケアシステム」の後方支援機能を担う病院として、病床数305床（一般病床299床（うち地域包括ケア病床44床）、感染症病床6床）を整備する。	
5	1：生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実	社会福祉施設等の整備の推進	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 社会福祉施設等については、評価項目のうち、立地条件について、計画地の場所及び交通の利便性等について評価している。 【今後の予定】 上記の評価を継続して行う予定である。	【基本的な考え方】 集約拠点における社会福祉施設等の整備の推進 【具体的な内容】 社会福祉施設等の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が集約拠点地域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	社会福祉施設等については、評価項目のうち、立地条件について、計画地の場所及び交通の利便性等について評価している。

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
6	1：生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実	地域密着型サービス事業所等供給推進事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 社会福祉施設整備事業の優先順位等について審査する社会福祉整備等審査会での審査に当たったの評価項目において、用途地域での整備に一定の加点幅を設けることによりコンパクト・エコシティ推進計画に寄与している。 なお、同計画を推進するため整備地域を集約拠点に限ることも検討したが、法律相談において、裁量権の逸脱に当たるとの弁護士からの指摘があったため、評価項目における加点幅をより大きくすることで、集約拠点区域など、市街地での整備を誘導することとした。 【今後の予定】 今後実質的制限に当たらない範囲で、大きな加点幅を設定することにより、コンパクト・エコシティ推進計画に寄与する。	【基本的な考え方】 介護保険サービス事業所の集約拠点における整備の推進 【具体的な内容】 介護保険サービス事業所の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が集約拠点地域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	
7	1：生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実	障害者福祉施設等整備助成事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 社会福祉施設整備事業の優先順位等について審査する社会福祉整備等審査会での審査に当たったの評価項目において、用途地域での整備に一定の加点幅を設けることにより、コンパクト・エコシティ推進計画に寄与している。 さらに、同計画を推進するため整備地域を集約拠点に限ることも検討したが、法律相談において、裁量権の逸脱に当たるとの弁護士からの指摘があったため、評価項目における加点幅をより大きくすることで、集約拠点区域など、市街地での整備を誘導することとした。 ただし、平成28年度において、障害者福祉施設等の公募は、なかった。 【今後の予定】 今後実質的制限に当たらない範囲で、大きな加点幅を設定することにより、コンパクト・エコシティ推進計画へのに寄与に努める。	【基本的な考え方】 集約拠点における障害者福祉施設等の整備の推進 【具体的な内容】 障害者福祉施設等の整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が集約拠点地域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	評価項目のうち「立地条件」としては、敷地の広さ、住宅地への近接度、接面道路幅員、医療機関及び避難所への近接度、交通利便性、危険性の有無について、それぞれ面積・距離等に基づき採点している。
8	1：生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実	高齢者福祉施設等整備の推進	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 社会福祉施設整備事業の優先順位等について審査する社会福祉整備等審査会での審査に当たったの評価項目において、用途地域での整備に一定の加点幅を設けることによりコンパクト・エコシティ推進計画に寄与している。 さらに、同計画を推進するため整備地域を集約拠点に限ることも検討したが、法律相談において、裁量権の逸脱に当たるとの弁護士からの指摘があったため、評価項目における加点幅をより大きくすることで、集約拠点区域など、市街地での整備を誘導することとした。 【今後の予定】 今後実質的制限に当たらない範囲で、大きな加点幅を設定することにより、コンパクト・エコシティ推進計画に寄与する。	【基本的な考え方】 集約拠点における特別養護老人ホームの整備の推進 【具体的な内容】 特別養護老人ホームの整備予定者については、高松市社会福祉施設整備等審査会において、整備計画評価項目に基づき採点し、選定しているが、この評価区分の配点において、整備場所が集約拠点地域内である場合に加点し、整備の推進を図るもの。	小学校区よりやや広い中学校区を基本として、人口規模等を勘案し設定した19の日常生活圏域において、おおむね均等に整備済み。 （設置されていない塩江圏域においても、類似施設の老人保健施設が整備済み。）
9	1：生活支援（医療・福祉・健康・商業機能等）の充実	高松市夜間急病診療所整備事業	広域交流拠点	短期（新規）	既存施策・事業修正	実施済（完了分）	【現時点までの経過】 平成26年9月1日に診療所の移転を行った。移転にあわせ、耳鼻咽喉科・眼科の増設を始めとする診療機能の拡充を図るとともに、隣接の立体駐車場を同時オープンした。 【今後の予定】 継続的な救急医療体制の確保に向け、円滑な診療所運営を行う。	【基本的な考え方】 夜間における1次救急医療の確保 【具体的な内容】 高松市夜間急病診療所の移転整備により、感染症対応の診察室の設置、眼科・耳鼻咽喉科の診療科目増設など、診療機能を拡充し、円滑な初期救急医療体制の整備を図る。	高松市夜間急病診療所 診療科　：内科・小児科（毎日） 　　　　　：耳鼻咽喉科（木曜日） 　　　　　：眼科（土曜日） 診療時間：19：30～23：30
10	2：子育て支援機能の充実	児童家庭相談・子育て相談事業	広域交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 児童家庭相談については、電話や来所により養育に悩みを持つ保護者等に対して児童家庭相談員が相談に応じ、状況に応じて関係機関と連携しながら対応をしている。 また子育て相談事業については、子育てに困っている保護者からの電話に対応し、育児負担が軽くなるように、回答したり専門機関や子育て情報の提供に努めている。 【今後の予定】 児童虐待へ未然防止という観点より、市町村ができる非常に有効な手段となっている。今後も引き続き継続していく。	【基本的な考え方】 家庭における適切な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、児童虐待や子ども、家庭の悩みなどに関する相談援助業務を実施し、子育て支援機能の充実に寄与する。 【具体的な内容】 電話や来所により、専門資格を持つ家庭相談員や子育て相談員が悩みを抱える保護者等の相談に応じ、児童相談所や民生・児童委員等関係機関団体と連携を図り支援を行う。	こども女性相談室で、市民を対象として実施しているが、市外からの相談者にも対応している。

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
11	2：子育て支援機能の充実	こども未来館（仮称）整備事業	広域交流拠点	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（完了分）	【現時点までの経過】 平成28年6月末に建物が竣工し、7月中旬に建物の引き渡しを受けた後、展示製作等の整備を行い、11月23日に開館した。 【今後の予定】 子どもを中心として幅広い世代の人々にこども未来館に親しんでもえるよう、魅力あるイベントプログラムを提供する。	【基本的な考え方】 未来を担う子どもたちが、心豊かに、健やかに育ち、また、子育て中の親たちが、安心して子どもを育むことができる環境を整備する。 【具体的な内容】 子どもたちが限らない夢と創造力を持ち、健やかに成長していくために、成長段階に合わせて、子育て支援や学び・遊び・交流などの機能を持ち、子どもを主体とした子どものための施策・事業を実施し、子どもを中心として幅広い世代の人々が交流できる施設を目指す。	
12	3：教育環境の充実	学校の機能強化（社会教育施設や福祉施設等との複合化・近接化）	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	未着手	【現時点までの経過】 これまでも、学校施設の全面改築等の際には、子どもたちの教育環境整備はもとより、学校が、放課後や休日における学習や体験学習、地域住民の生涯学習の拠点として機能を持つ整備や、備蓄倉庫及び停電時用の自家発電設備の整備など、災害時における総合型避難施設として機能できるような施設整備について、随時、学校、保護者及び地域住民の御意見等を踏まえながら、協議を行っている。 【今後の予定】 現在、本市のファシリティマネジメント推進基本方針及び国から示された学校施設老朽化対策ビジョンに基づき、施設の長寿命化の視点を取り入れた本市の学校施設整備指針を策定中である。今後、この指針に基づき、中・長期的な改修・改築等の整備計画を策定することとしており、その策定過程において、複合的な機能を併せ持つ施設整備の在り方についても検討を行う予定である。	【基本的な考え方】 集約拠点となる学校を中心とした複合的な機能を有する施設の整備 【具体的な内容】 学校と図書館、コミュニティセンター（公民館）、社会体育施設等を一体的に整備することで、子どもたちの教科学習の充実、放課後や休日における学習活動、体験学習の充実、さらには地域住民の生涯学習拠点として機能。また、災害時においては、総合型避難施設として機能できるよう整備。	
13	3：教育環境の充実	学校施設整備事業（空調機設置、耐震化）	全域	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（完了分）	【現時点までの経過】 空調機設置については、普通教室等に空調機が未整備の61校（小学校43校、中学校18校）を対象に、平成24年度から3か年計画で設置工事を進め、平成26年度末をもって設置を完了したところである。 また、耐震化については、平成27年度末をもって学校施設の耐震化率100%を達成した。 【今後の予定】 引き続き、安全で快適な学習環境を確保するため、空調機を含む学校施設の適正な維持管理に努める。 また、非構造部材の耐震化について、効率的・効果的な実施を行う。	【基本的な考え方】 安全で、快適な学習環境の提供 【具体的な内容】 全小中学校の普通教室等に空調機を設置する。 学校施設の耐震化を推進する。	
14	4：土地・既存ストックの有効活用	高松市中央商店街空き店舗活用支援事業	広域交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 空き店舗に5件（H25年度2件、H26年度3件）が出店し商店街振興組合に家賃補助を行った。 平成27年12月1日より高松中央商店街に空き店舗に新規出店する事業者に対し、改装費の一部を補助する制度を開始し、これまで14件（H27年度2件、H28年度12件）の交付決定を行っている。 【今後の予定】 商店街振興組合に対する補助制度は平成27年度末をもって受付を終了しており、平成28年度末をもって全ての事業に対する補助期間が満了する。 平成27年度に開始した新規出店する事業者に対する補助制度については引き続き実施し、空き店舗率の改善に努める。	【基本的な考え方】 商店街振興組合が行う、商店街の空き店舗を活用したにぎわい創出事業を支援し、また中央商店街への新規出店者に対しても、新規出店の支援をすることで空き店舗の解消、商店街の活性化を促進する。 【具体的な内容】 平成27年度末までの高松市中央商店街空き店舗活用事業支援補助制度、及び平成27年12月1日より開始した高松市中央商店街新規出店補助制度を活用する。	【補助額】 ①高松市中央商店街空き店舗活用事業支援補助制度 （平成28年3月31日をもって受付終了。平成28年度末までに全ての事業の補助期間が満了。） 補助対象経費の3分の1以内（限度額300万円） ※直近2年の空き店舗率が、いずれも25%以上の商店街における事業の場合は、2分の1以内（限度額400万円） ②高松市中央商店街新規出店補助制度 （平成27年12月1日から開始。継続中。） 補助対象経費の4分の1以内（限度額50万円） ※空き店舗率が、20%以上の商店街における事業の場合は、2分の1以内（限度額100万円）

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
15	4：土地・既存ストックの有効活用	中央通りオフィス環境整備事業	広域交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 現行制度は平成20年度に創設したものであるが、これまでの制度利用実績は、新築1件、改修3件に留まっている。 この助成制度の効果をより高めることを目指し、ホームページ等を活用した広報を行っている。 【今後の予定】 引き続き広報活動を実施する。	【基本的な考え方】 中央通りに面した賃貸オフィスビルの面的整備等及び施設改修等事業を行う者に対して支援することで、中心市街地の良好な街並みの形成及びにぎわいの創出を図るとともに、新たなテナント企業の誘致を促進する。 【具体的な内容】 ・バリアフリー化（旧ハートビル法）、ＥＶ、駐車場を駐輪場へ用途変更等 ・緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等と連携した取組みを実施	（面的整備等）次の要件を満たすこと。 規定の駐輪場を有すること。 原則として、再生水利用を行う計画である。 「栗林公園周辺大規模建築物等の誘導基準」に定める誘導区域にあっては当該誘導基準に適合すること。 次のいずれかに該当していること。 敷地境界線から3m以上セットバック。 敷地の一部に、適当な規模で、不特定多数の人が無料で利用できるポケットパーク等の休憩施設を整備する。 補助金額 当該ビル固定資産税の50%以内 限度額 500万円／年 補助期間 5年間 （施設改修等） 耐震改修基準を満たしていること。 次の内容に該当する1000万円以上の大規模改修であること。 ・ＯＡ環境の整備・施設環境の改善・駐輪場の増設 補助金額 当該ビル固定資産税の50%以内 限度額 250万円／年 補助期間 3年間
16	4：土地・既存ストックの有効活用	サンポート高松の利活用	広域交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 サンポート北側街区については、平成24年3月にサンポート高松北側街区利活用検討委員会の意見を踏まえ、当初想定していた民間への分譲は行わず、公共で保有し利活用を図る方針を示していた。 その後、香川県が新県立体育館の建設地の検討を開始し、平成28年6月に本市から正式にサンポートへの建設を要望し、11月にサンポートでの建設が決定した。 【今後の予定】 今後は、平成28年11月に発足した県立体育館整備に伴う県・市合同調整会議の意見を踏まえた対応を行う。	【基本的な考え方】 新県立体育館のサンポート高松での建設に向け、県と協議を行い、市民に愛される素晴らしい施設となるよう、市として必要な協力を行う。 【具体的な内容】 本市土地開発公社が保有するサンポート高松A1街区について、新県立体育館の建設用地の一部として無償貸与する。 また、建設が想定される地区内の市道等についても、県と協議を行う中で、必要に応じた整備等を行う。	
17	4：土地・既存ストックの有効活用	ファシリティマネジメント推進事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成24年9月に策定した「高松市ファシリティマネジメント推進基本方針」（平成26年4月改訂）の工程表に基づく、取組の進捗を図っている。平成27年3月に、施設長寿命化についての考え方をまとめた「高松市公共施設長寿命化指針」、平成27年10月に、公共施設の統廃合、複合化、再配置等に関する基本的な考え方をまとめた「高松市公共施設有効活用・再配置等方針」を策定した。 現在は、個別具体的な公共施設の再編整備を推進するため、平成28年6月に「高松市公共施設再編整備計画(案)1次」として、80施設の今後の方向性の案を公表した。引き続き、2次・3次の計画(案)の策定を進めている。 【今後の予定】 施設保有総量の削減など、公共施設に係る経費削減が急がれ、施設再編整備の取組が先行することから、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画との整合性に十分配慮をしながら進捗を行う必要がある。具体的には、集約拠点内の空き施設に、複数の施設機能を集約化し、地域の拠点施設として様々なサービスを担う施設に再編する手法などの検討が必要である。	公共・公用施設等の建築物(敷地を含む)については、ファシリティマネジメントを導入し、施設情報の一元管理を行うとともに、保有総量の最適化、保有資産の有効活用、施設の長寿命化、施設管理の効率化を図ることで、施設に係る将来の財政負担の削減や年度ごとの平準化を行う。 このうち、施設の統廃合・複合化・配置の見直し等については、まちづくりの基本コンセプトである、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画との整合性に配慮しながら検討を進める必要がある。 当面は、ファシリティマネジメントの取組が先行することから、集約拠点内への配置が必要な施設や、地域ごとの施設集約化等の在り方について、全庁的な協議を行いながら、方針・計画等の策定に取り組む。	
18	4：土地・既存ストックの有効活用	空きオフィス、空きビル活用事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	未着手	【現時点までの経過】 他自治体や国の補助施策等を参考に調査・分析を行っている。 【今後の予定】 社会情勢等を見ながら、必要な施策の実施について検討を続ける。	【基本的な考え方】 集約拠点にある空きオフィス、空きビルを活用・再生する取組に対して、サポートを行う。 【具体的な内容】 空きオフィス、空きビルを活用しての、魅力ある都市空間への取組や実施するに当たってのリノベーション費用などの補助制度の創出。（既存制度への上乗せ補助）	

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
19	4：土地・既存ストックの有効活用	容積率等の緩和	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 現在のところ、具体的な提案（建築物の事業化目途等）がないため、実施に至っていない。 【今後の予定】 既存制度の活用その他、国においても改正都市再生特別措置法による制度化の動きがあった。コンパクトに資する事業が具体化する中で、提案があった場合は、事前に協議を進めながら、実施に向けた検討を行いたい。 また、平成28年6月の宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の創設を受け、現状把握、関係者協議を進める。	【基本的な考え方】 集約拠点での共用住宅等の高度利用を図り、魅力ある居住空間を創出する。 【具体的な内容】 共同住宅等新築、及びリフォームに際し、1階部分を居住者や地域住民での共用スペース等として利用するために供給する場合に、2階以上の住宅の容積率を緩和する。	
20	5：美しい街並み景観の形成・誘導	中心市街地歩行者空間整備事業	広域交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（完了分）	【現時点までの経過】 電線共同溝工事等について、地元関係者との調整を整え、平成26年1月に工事着手し、平成27年8月に竣工した。 【今後の予定】 適正な管理を行う。	【基本的な考え方】 サンボート高松と中央商店街の回遊性を高め、中心市街地の更なる活性化を図るため、中心市街地歩行者空間整備計画に基づき、市道西の丸町兵庫町線の整備を行う。 【具体的な内容】 ・電線共同溝整備 ・カラー舗装 ・歩道整備	
21	5：美しい街並み景観の形成・誘導	景観計画の策定及び屋外広告物の規制内容の検討	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	短期（修正）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 景観計画で定めている景観形成重点地区に、平成28年4月、屋島地区と讃岐国分寺跡周辺地区を追加するとともに、関係者に対し周知・啓発を行った。 【今後の予定】 良好な景観形成を図るため、関係者へより一層の周知・啓発を行うとともに、屋外広告物の規制・誘導を行う。	【基本的な考え方】 景観形成に大きな影響を及ぼす建築行為等の規制内容を定めた景観法に基づく景観計画を策定し、市民・事業者との協働による、良好な景観の保全・形成・創出を図る。 屋外広告物は、都市空間を構成する重要な要素であり、建築物や工作物と一体となった良好な景観形成を推進するため、景観計画で定める建築行為等の制限や屋外広告物に関する基本的な事項を踏まえ、屋外広告物の規制・誘導を行う。 【具体的な内容】 地域の景観特性や都市計画制度の土地利用と連動した一定規模以上の「建築物」・「工作物」・「開発行為」について、マンセル表色系に基づく色彩基準を導入するなど景観法の規定に基づき、良好な景観形成を実施。 高松市屋外広告物条例を改正し、屋外広告物の規制・誘導を行い、無秩序な屋外広告物を削減し、良好な景観の形成を図る。	高松市景観条例を定め、平成24年7月1日から施行している。 高松市屋外広告物条例を改正し、平成26年4月1日から施行している。
22	5：美しい街並み景観の形成・誘導	香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画 デザインガイドライン（仮称）の策定	地域生活交流拠点	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 具体的に示すまちづくりコンセプトを構築し、さらにそれを具現化していくため、開発事業者等に対する指針となり、望ましい景観づくり・環境づくりを示していくための「香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画に係るデザインガイドライン」を平成28年3月に策定した。 【今後の予定】 策定されたデザインガイドラインに基づき、新病院を核としたまちづくり推進事業（北側エリア整備事業）に反映していく。 （課題）デザインガイドラインに記載されている、「南北に一体となったオープンスペース」について検討する必要がある。	【基本的な考え方】 デザインガイドラインの対象エリアである、香川県農業試験場跡地北側エリアについては、ことでん仏生山駅のすぐ西側に位置している。 当該地域については、地域交流拠点であることから、多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画に掲げる施策方針に基づき、拠点性を高める取組を行う。 【具体的な内容】 当該地域の歴史や地域性に配慮した景観形成、公共交通の結節機能を高める、駅前広場の利便性の向上など、歩行者の回遊性を高めるため、歩道の高質化、統一的な照明・サインの設置を行う。	
23	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	自転車等駐車場附置義務制度の拡充	広域交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 「高松市自転車等の適正な利用に関する条例」の附置義務規定について、平成24年3月に条例改正し、同年7月、新基準を施行した。以降、新基準に基づき、附置義務駐輪場整備の指導を行っている。 【今後の予定】 引き続き、適切な駐輪場整備を指導する。	【基本的な考え方】 中心市街地の商業地域等においては、自転車等駐車場の附置義務の対象外となっている、事務所や集合住宅について、自転車等駐車場不足が放置自転車や適正な駐輪場利用の障害になっていることから、附置義務対象に追加し、安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出を推進する。 【具体的な内容】 用途区分 延べ面積 基準 事務所 2,000㎡以上 100㎡毎1台以上 共同住宅又は長屋 20戸以上 1戸毎1台以上を追加	用途区分 延べ面積 基準 舞踏場・展示場等 300㎡以上 15㎡毎1台以上 百貨店・小売店舗観覧場・映画館等・病院・診療所等 400㎡以上 20㎡毎1台以上 各種学校 金融機関等・博物館・美術館等 500㎡以上 25㎡毎1台以上 事務所 2,000㎡以上 100㎡毎1台以上 共同住宅・長屋 20戸以上 1戸毎1台以上

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
24	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	市街地中心部の自転車等駐車場整備事業	広域交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経緯】 市街地中心部における民間等による自転車等駐車場整備を促進するため、平成11年7月に「高松市自転車等駐車場施設整備等補助金交付要綱」を施行し、整備・管理運営に取り組む商店街振興組合等に経費の一部を助成している。（平成28年度：7箇所（333台）） 【今後の予定】 今後とも、商店街振興組合等と連携を図り、必要整備台数の確保に取り組む。（平成24年4月に策定した「高松市自転車等駐車対策総合計画」における整備目標量：417台）	【基本的な考え方】 「高松市自転車等駐車対策総合計画」に基づき、市街地中心部における自転車等駐車場の整備について、行政、商店街振興組合、事業者が責任と役割を分担し整備を進める。 【具体的な内容】 ①市街地中心部整備目標量 2196台 ② ①の内、商店街整備目標量417台 ②を実現するために2/3を市が助成する。 ポケット駐輪場の整備・路上駐輪場の検討。	
25	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	レンタサイクル事業	広域交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経緯】 放置自転車対策の一環として、平成12年11月に社会実験を実施し、平成13年5月から本格稼動を開始した。 平成25年4月1日に、収支の改善を図るため、一時利用料金を改定した。（現在の施設概要： 7ポート、約1,250台） 【今後の予定】 平成26年度において公募により決定した新デザインを、順次、車体に塗装し、事業のイメージアップ及び利用促進を図る。	【基本的な考え方】 自転車を近距離交通機関の1つとして位置づけ、市街地中心部の主要な鉄道駅等に隣接してポートを設置することにより、公共交通の利便性を高め、市街地中心部に流入する自家用車を削減して、交通渋滞の解消や環境負荷の軽減を図る。 【具体的な内容】 利用率の低い南部駐車場内にあるポートを平成24年7月に丸亀町グリーン駐輪場内に移設するなど、利用促進に努める。	利用料 一時利用 24時間以内 200円 但し、6時間以内は100円 一時利用 24時間を超えて利用した場合 24時間までごとに200円 定期利用 一般 1ヶ月 2,000円 定期利用 一般 3ヶ月 5,500円 定期利用 学生等 1ヶ月 1,800円 定期利用 学生等 3ヶ月 5,000円 平成23年度より、ICタグと利用カードを使用する新システムを導入して、各レンタサイクルの一元管理を行い、ポートの一部無人化を図っている。 レンタサイクル台数・・・約1250台 レンタサイクルポート・・・7箇所（JR高松駅、JR栗林駅、コトデン瓦町駅、コトデン片原町駅、コトデン栗林公園駅、丸亀町、市役所） 使用実績・・・・・・約 31万件／年
26	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	高松駅南交通広場整備事業	広域交流拠点	短期（修正）	新規・施策事業	実施済（完了分）	【現時点までの経過】 平成24年8月に都市計画決定し、事業認可を得て、平成25年1月に工事着手し、9月末に竣工、10月1日に供用開始した。 【今後の予定】 適正な管理運営を行う。	【基本的な考え方】 高松市総合都市交通計画を踏まえ、JR高松駅南側用地を活用して、サンポート高松の交通結節機能の強化を図る。 【具体的な内容】 高松駅南線交通広場の整備 バスバース 5バース 送迎用駐車場 約36台 待合所	
27	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	都心地域内の循環バスの導入	広域交流拠点	中長期（修正）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成27年10月から、丸亀町商店街振興組合が運行する「まちバス」と、ことでんバス株式会社が運行する、「市民病院ループバス」及び「県立中央病院線」の3路線を統合し、商店街や総合病院、公共施設、JR・ことでんの主要駅を結び、東廻り・西廻りの双方向を40分間隔で循環する「まちなかループバス」として運行を開始した。 また、平成28年12月から一部ダイヤ改正し、利便性の向上を図った。 【今後の予定】 平成28年度に策定する「高松丸亀町商店街健康広場&コミュニティレストラン事業及びまちなかループバス運行調査・効果検証・運行改善事業」に基づき、丸亀町商店街振興組合やことでんバスと連携し、利便性の向上により更なる利用促進を目指す。	【基本的な考え方】 中心市街地における利便性の高い循環バスの導入 【具体的な内容】 中心市街地における回遊性の向上を目指し、主要鉄道駅、中央商店街、商業施設、病院、官公庁などの施設を結ぶ、利便性の高い循環バスの導入を図る。 平成23年度に、社会実験を実施しており、この結果を検証のうえ、バス路線の再編を含め、関係交通事業者との協議・調整を重ねる。	
28	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	駐車場の料金体系の見直し	広域交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	未着手	【現時点までの経過】 「駐車場の料金対策」は、平成22年に策定した総合都市交通計画に、取り組むべき具体的施策として掲げている。 【今後の予定】 都心地域に流入する自動車交通量の抑制を図りながら、駐車場の料金体系の見直しなど、環境負荷の小さい持続可能な交通体系の構築に取り組んでいる。	【基本的な考え方】 駐車場料金体系の見直し 【具体的な内容】 自動車利用抑制に向け、駐車場料金について、将来的に公共交通利用時と同等な負担を求めるよう見直すことにより、公共交通利用への転換を促進する。	駐車場の収益向上を理由として、更なる割引を行う傾向にある。

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
29	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	鉄道・バスの乗り継ぎ円滑化	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成25年9月に制定した公共交通利用促進条例の理念を踏まえた利用促進施策として、平成26年3月から、ことでの I r u C a カードを利用した公共交通機関相互（電車⇔バス）の乗り継ぎ割引を拡大（20円→100円）したほか、平成26年10月からは、70歳以上の市民を対象とした公共交通の運賃を半額とする制度を開始した。 【今後の予定】 公共交通ネットワークの再編に併せ、利用者に分かりやすい鉄道・バスの一体的な運賃体系を検討していく。	【基本的な考え方】 主要駅に係る結節機能強化《都市整備部》 乗継需要のパターンに応じたダイヤ調整や運賃割引拡充。「多核の連携軸構築」 【具体的な内容】 主要駅にバスターミナルを整備し、鉄道・バスの結節機能強化を図る。 利用者の乗継抵抗感を軽減するため、鉄道とバス、バス同士の乗継円滑化を事業者に働きかける。	
30	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	EVを活用したカーシェアリング事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	未着手	【現時点までの経過】 高松市域でのカーシェアリングは、2事業者がガソリン車によるカーシェアリングを実施しているが、EVについては、高価などの理由により導入は難しいということである。 なお、本市はEV普及促進の取組として、市内の道の駅3箇所で急速充電器を設置するなど、E V 普及促進の環境整備を図っている。 【今後の予定】 民間における取組の進展を注視するとともに、市内の道の駅3箇所での急速充電器の設置運営を通じて、E V 普及促進の環境整備を行う。	【基本的な考え方】 EVを活用したカーシェアリングによって、自動車を所有しなくても生活できる環境を整備し、運輸部門における温室効果ガスの排出抑制につなげる。 【具体的な内容】 レンタカー事業者や民間のカーシェアリング付マンション事業者等のEVを活用したカーシェアリング事業に対し、EV購入費や充電設備設置費の補助など、インセンティブを与える方策を検討する。	
31	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	公共交通機関利用促進事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成25年9月に制定した公共交通利用促進条例の理念を踏まえた利用促進施策として、平成26年3月から電車・バス乗継割引事業、平成26年10月から高齢者運賃半額制度を実施するとともに、平成20年から毎年開催しているカーフリーデー高松など、公共交通利用促進に向けた意識の醸成を図るためのモビリティ・マネジメントを展開している。 【今後の予定】 中央商店街や交通事業者と連携して、公共交通を利用して出かけたくなるような仕組みづくりを展開していく。	【基本的な考え方】 過度に自動車に依存した現状から、公共交通の利用促進に向けた意識変革の醸成を図る。 【具体的な内容】 公共交通利用促進条例の制定を公共交通の利用促進に向けた好循環につなげていく契機として、各種施策、事業を展開する。	
32	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	鉄道駅・バス停周辺環境の改善	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成25年度に、バス停における上屋やベンチの設置などに要する費用の一部を補助する「バス待ち環境整備補助制度」を創設した。 【今後の予定】 関係者に制度活用等を働き掛けながら、鉄道駅やバス停周辺の環境改善に努めていく。	【基本的な考え方】 公共交通の利用促進を図るため、駅前やバス停周辺のスペースに待合スペースの整備を行うもの。 【具体的な内容】 ・土地提供者には、固定資産税分を支援する。 ・土地の交換分合等やミニ駅前広場整備に向けた支援を行う。 ・コトデン、利用者、市等で構成する協議会を結成（法定・任意）し、規模、整備手法等を調整する。	進捗状況（H29.3末予定数） ・上屋整備：1基 ・ベンチ設置：6脚
33	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	鉄道駅周辺の自転車等駐車場整備事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 「高松市自転車等駐車対策総合計画」に基づき、鉄道駅周辺への駐輪場整備を行っている。 （平成28年3月末現在、市内鉄道駅周辺等70箇所に収容能力 10,902台） 平成28年度において、房前駅の駐輪場（15台）を整備した。 【今後の予定】 平成24年4月に策定した「高松市自転車等駐車対策総合計画」における整備目標量は、9駅で403台としており、平成28年度末現在で残る6駅335台について、引き続き、鉄道事業者と連携しながら必要整備台数の確保に取り組む。	【基本的な考え方】 市内の鉄道駅の内、自転車等駐車場の整備が必要な9駅に鉄道事業者や周辺土地所有者の協力を得て順次、駐車スペースを確保する。 【具体的な内容】 鉄道駅周辺の自転車等駐車場整備（9駅403台）、啓発強化対策（14駅）その他関連計画に合わせた整備を行い、公共交通の利用を促進する。	

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
34	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	サイクルアンドバスライド駐輪場整備事業	地域・生活交流拠点 拠点外	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 バス事業者を整備主体とし、市から経費の一部を補助する制度を平成25年4月に創設し、平成25年3箇所、平成26年2箇所、平成27年3箇所が供用開始され、平成28年中に2箇所が供用開始される予定である。 【今後の予定】 他のバス停留所についても、バス事業者と協議しながら、整備促進に取り組む。	【基本的な考え方】 快適な駐輪環境の創出を目指す高松市自転車等駐車対策総合計画（H24.4策定）において、サイクル&バスライド駐輪場の整備検討箇所に位置づける郊外地域のバス停留所周辺において、駐輪場の整備を促進する。 【具体的な内容】 計画に位置付ける13箇所を含む利用者、放置自転車のある各バス停において、バス事業者が行う駐輪場整備を支援する。	進捗状況（H28.3未予定数） バス駐輪場：8箇所
35	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	パーク・アンド・ライド駐車場の整備・管理事業	地域・生活交流拠点 拠点外	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 仏生山駅パークアンドライド駐車場について、平成27年度に基盤整備を完了した。 【今後の予定】 仏生山駅パークアンドライド駐車場については、29年度において、実施設計終了後、整備工事を進め、30年度前半に供用を開始する予定である。 空港通り駅パークアンドライド駐車場及び国分駅パークアンドライド駐車場については、引き続き、円滑な管理・運営に努める。	【基本的な考え方】 高松駅から5km圏外の鉄道駅周辺に駐車場を設け、鉄道への利用転換を促進する。《多核の連携軸構築》 市街地中心部への移動手段を自動車から公共交通への転換を促進するため、パークアンドライド駐車場を郊外の鉄道駅周辺に設け、市街地中心部に流入する自動車を削減して、交通渋滞の解消、環境負荷の軽減を図る。 【具体的な内容】 駐車需要が見込まれる鉄道駅周辺において、鉄道事業者の協力の下に、民間駐車場の空き区画のソフト的有效活用を図る。 ことでん仏生山駅周辺等へのパークアンドライド駐車場の整備を行い、及び既存駐車場の効率的運営に努める	・空港通り駅前 3000円／月 収容台数 109台⇒H26.4現在 79台契約 ・国分駅前 5000円／月 収容台数 20台⇒H26.4現在 5台契約
36	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	公共交通利用促進条例（仮称）制定事業	全域	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 条例素案について、平成25年5月に「市民と市長との意見交換会」や「パブリック・コメント」を実施するなど、幅広く市民の意見を聞きながら条例案として取りまとめ、9月27日に公布・施行した。 【今後の予定】 今後とも条例の趣旨等について、利用促進施策と併せ、効果的な周知・啓発に努める。	【基本的な考え方】 全市域を対象とした、公共交通の利用促進に向けた条例の制定 【具体的な内容】 市民、交通事業者、行政の役割や責務等を明確に定めることにより、市民の意識改革も求めながら、公共交通の利用促進を図る。	
37	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	高齢者運転免許証返納促進事業	全域	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 返納制度利用者は減少傾向にあったが、平成26年7月から事業を拡充したことで大幅な増加に転じた。 平成25年度315人、平成26年度926人（7月から1万円に増額し、イコカも選択可とした。）、平成27年度954人、また、平成28年度は平成28年10月末現在で533人（イルカ450人、イコカ83人）と順調に推移している。 【今後の予定】 高齢運転者の交通事故を減らす施策として有意義であることから、今後も広報等による周知啓発に努めるとともに、高齢者を対象とした交通安全教室において、身体的な変化を自覚してもらうような機会の提供を検討する。	【基本的な考え方】 高齢運転者の交通事故を減らすため、運転免許証の自主返納を促進し、併せて公共交通機関の利用を促進する。	平成22年度から運転免許証を自主返納した65歳以上の市民に対し、5千円分のシニアイルカカードを交付している。 平成26年7月1日からは事業を拡充し、1万円分に増額するとともに、ことでんシニアイルカカードとJR四国イコカカードのいずれかを選択できることとし、利用者の利便性を図った。
38	6：公共交通の利用促進と環境負荷の少ないまちづくり	公共交通網再編事業	全域	中長期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 地域公共交通活性化再生法を受け、平成27年3月に「地域公共交通網形成計画」を策定し、平成28年3月に「地域公共交通再編実施計画」を策定した。 【今後の予定】 ことでん新駅（駅前広場を含む。）や複線化事業の進捗に合わせ、「バス路線網再編実施計画」を策定し、持続可能なバスネットワークの再編に取り組んでいく。	【基本的な考え方】 本市が目指しているコンパクトで公共交通を基軸とするまちづくりを国の支援制度を最大限に活用しながら、持続可能な公共交通ネットワークの構築に取り組む。 【具体的な内容】 鉄道新駅の設置や主要鉄道駅からのフィーダー交通を確保しながら、将来的には都心地域へ集中している現行バス路線の再編などに取り組む。	

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
39	7：参画・協働のまちづくり	コミュニティバス運行事業	拠点外	中長期（新規）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成26年度から、コミュニティバス等の運行を目指して、地域住民が設立する組織に対し、運行ルートや資金計画を策定するための活動を支援する制度を創設した。 同年10月から、コミュニティバス等にもI r u C aシステムを導入した。 平成27年度には、「地域主導型」のコミュニティ交通の必要性等について、分かりやすく説明した映像資料を作成し、地域における説明会を開催するなど周知・啓発に努めた。 【今後の予定】 引き続き、映像資料等を活用した啓発活動の実施により、「地域主導型」のコミュニティバス等の運行を目指す。	【基本的な考え方】 合併町から引き継いだコミュニティバスの地域組織主体運行への転換 【具体的な内容】 新たなコミュニティバス等に関しては、平成22年12月に、地域組織を主体として運行するものに限り、行政支援を行うこととしている。 既存のコミュニティバスについても、この方針に整合させ、地元関係者との協議を重ねながら、地域組織が主体となるよう転換していく必要がある。	国の運行認可を取得した運行事業者と、市との間で、毎年度当初に協定を結び、運行により生じる欠損額を、市が予算の範囲内で補助している。（地域組織の実質的関与なし）
40	7：参画・協働のまちづくり	コンパクト・エコシティ周知啓発事業	全域	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 多核連携型コンパクト・エコシティの実現に向け、市民にその主旨をわかりやすく説明するため、啓発用映像資料を作成した。 【今後の予定】 市政出前ふれあいトークなどにより、引き続き周知・啓発に取り組む。	【基本的な考え方】 高松市が推進する「多核連携型コンパクト・エコシティ」について、市民・事業者等への周知啓発を行う。 【具体的な内容】 パンフレット等を活用し、周知啓発を行う。	
41	7：参画・協働のまちづくり	各種施策の情報提供と市民との情報共有	全域	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 広報たかまつを始め、ケーブルテレビやホームページなどの各種広報媒体を活用して、市民に対し、事業の周知・啓発に努めるとともに、情報共有を図った。 【今後の予定】 各事業担当課と連携し、機会をとらえて適宜、市民に対し、事業の周知・啓発に努めるとともに、情報共有を図る。	広報たかまつを始め、ケーブルテレビ、ホームページなどを通じて、各事業担当課と連携し、計画に基づく事業の周知・啓発に努め、情報共有を図る。	広報たかまつの配布、ケーブルテレビでの市政情報の放送などを実施している。
42	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	まちなかへの定住促進事業	広域交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	未着手	【現時点までの経過】 平成27年度に当該事業を含め南部3町商店街が今後遂行していくプロジェクトをとりまとめた「高松市中心市街地南部エリア活性化マスタープラン」を作成した。 【今後の予定】 事業実施に向けて、関係機関と協議を続けていく。	【基本的な考え方】 日々の暮らしが徒歩圏内でまかなえるまちなか居住の環境を整える事業者への情報提供や助言・指導を通して定住人口の増加を促進する。 【具体的な内容】 国・県の動向を注視しながら、当該事業を実施しようとする事業者に対する情報提供や助言・指導等を実施する。	
43	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	新病院を核としたまちづくり推進事業（北側エリア整備事業）	地域・生活交流拠点	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成27年度において、旧香川県農業試験場の建物解体及び基盤整備が終了し、平成28年度に仏生山駅西口駅前広場整備用地補償に関する代替地の周辺整備が完了した。また、交流広場内での調整池整備に着手している。パークアンドライド駐車場整備に関しては、平成27年度に基盤整備が完了した。 地域交流センターの施設構想策定に向けて市民参加のワークショップを実施している。 【今後の予定】 今まで以上に関係機関や周辺で行われる工事等との調整を行うとともに、明確化した北側エリア整備スケジュールに基づいて確実な事業の進捗を図る。その中で、調整池と上下水道、道路整備等の基盤整備の終了に合わせ、香川県農業試験場跡地北側エリア整備基本計画の見直しを行うとともに、都市再生整備計画（第2期）を国や関係機関等と協議しながら策定する必要がある。 地域交流センターにおいては、施設構想をとりまとめ、設計に移行する。仏生山駅西口広場においては整備を進める中で、併せて仏生山地区パークアンドライド駐車場の運営方針を定めたくうえで、整備を行う。	【基本的な考え方】 地域交流拠点である仏生山地区に、多核連携型コンパクト・エコシティの地域交流拠点のモデルとして「人が集い 文化にふれあうエリア」をコンセプトに利便性の高い多様な交流施設の整備を行う。 【具体的な内容】 ・市道整備（エリア内道路、仏生山町8号線） ・街区公園、地域交流センター、保育所等の基盤整備 ・パークアンドライド駐車場整備	

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
44	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	市民農園整備事業の見直し	地域・生活交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	未着手	【現時点までの経過】 他都市の情報収集を行った。現時点では、介護福祉施設等による市民農園開設の相談はなかった。 【今後の予定】 既存の市民農園整備事業実施要領を改正し、事業対象者に介護福祉施設等が実施するレクリエーション農園を対象に加える。 レクリエーション農園を開設する具体的な要望があれば、関係する福祉担当課等と連携を図りながら、整備への支援を行う。	【基本的な考え方】 「農作業を通じたスローライフの提供、コンパクトな街づくり、高齢者対策」として、介護福祉施設や介護付き高齢者居住施設(いわゆるシニアマンション)等が実施するレクリエーション農園に支援し、安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出を図る。 【具体的な内容】 農地の有効利用、耕作放棄地解消を目的とした既存の市民農園整備事業実施要領を改正し、介護福祉施設や介護付き高齢者居住施設(いわゆるシニアマンション)等が実施するレクリエーション農園の整備についても補助の対象とする。また、実施するにあたっては、関係課と連携して事業を進める。	
45	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	公園整備事業	地域・生活交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成22年9月に策定した第2次緑の基本計画に、公園の適正配置を進める方針を示し、第4期まちづくり戦略計画に「身近な公園整備事業」を新規・重点取組事業として登載し、集約拠点地域等においてその整備に取り組んでいる。 【今後の予定】 引き続き、集約拠点地域等においてそ公園備に取り組む。	【基本的な考え方】 集約拠点地域内の公園整備を積極的に取組む。 【具体的な内容】 集約拠点地域内において、公園がない小学校区及び1人当たりの公園面積が少ない地域については、整備計画を定め、公園整備を積極的に取組む。	地元の協力を得て、用地の確保に努めるとともに、市有地を活用し、公園整備を行っている。
46	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	生活道路改良促進事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 内部規定に基づく採択基準等により事業を実施してきたが、昨年度の市議会所管事務調査において、外部委員も含めた審議会の設置や公正・公平かつ弾力的な運用について意見があったことを受け、「高松市生活道路整備審議会」を立ち上げ、今年度は2回開催し、要望箇所の採択及び優先度の判定を行った。 【今後の予定】 採択された箇所について、整備を行っていく。 また、年3回程度、審議会を開催する。	【基本的な考え方】 集約拠点における生活道路の拡幅整備に必要な用地取得単価を上乗せするなど優遇を図る。	市内全域における生活道路の拡幅整備に必要な用地取得単価は、計画幅員が4 m以上5 m未満の場合は300円／㎡、計画幅員が5 m以上の場合は2,000円／㎡。
47	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	生活排水対策の推進	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	短期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成28年3月に、平成37年度を目標年次とする「第4次高松市生活排水対策推進計画」の策定を行った。 【今後の予定】 第4次高松市生活排水対策推進計画に基づき、生活排水対策を推進する。	【基本的な考え方】 下水道事業計画区域内の公共下水道整備を行う。 【具体的な内容】 公共下水道整備については、人口減少などの環境の変化を踏まえ、多核連携型コンパクト・エコシティの推進の観点などから、引き続き、現在の下水道事業計画区域内の未整備地区において、計画的かつ効率的な整備に取り組めます。	平成27年度を目標年次とする「第3次高松市生活排水対策推進計画」に基づき、污水管の整備に取り組んでいる。 なお、計画区域は、概ね、旧市街化区域と合致している。
48	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	既存住宅関連施策等への補助上乗せ対応	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	未着手	【現時点までの経過】 他自治体や国の補助施策等を参考に調査・分析を行っている。 【今後の予定】 社会情勢等を見ながら、必要な施策の実施について検討を続ける。	【基本的な考え方】 コンパクト・エコシティの推進に関係する既存補助事業に対して、集約拠点での取組に対して、上乗せ補助等の実施により、更なる利用促進を図る。 【具体的な内容】 国土交通省所管の、「既存住宅流通・リフォーム推進事業」等の住宅関連事業に対する補助に対して、それぞれの事業の適用となった事項に対して、別途上乗せ補助の実施を検討する。	
49	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	生垣設置及び環境保全緑化助成事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成24年度末に解散した財団法人高松市花と緑の協会から事業を受け継ぎ、平成25年度に高松市緑化事業助成金交付要綱を制定した。平成27年度には用途地域内における助成内容の拡充等を行った。 【今後の予定】 引き続き、現制度に基づき、助成を行う。	【基本的な考え方】 用途地域内において、新たに宅地化する者に対する助成率を上げる。 【具体的な内容】 用途地域内において新たに宅地化する者に対しては、助成率を上げる。なお、用途地域以外において、新たに宅地化する者については、対象外とする。 ・生垣設置助成 5千円/m 上限15万円 助成率：2/3 ・環境保全緑化助成 上限15万円 助成率：1/2→ 2/3	市内全域を対象区域として実施している。 （既存建物、建替えによる新築、宅地化による新築を問わず）

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
50	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	屋上・壁面緑化助成事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成24年度末に解散した財団法人高松市花と緑の協会から事業を受け継ぎ、平成25年度に高松市緑化事業助成金交付要綱を制定した。平成27年度には対象地域を商業・近隣商業地域に拡大した。 【今後の予定】 ―引き続き、現制度に基づき、助成を行う。	【基本的な考え】 屋上・壁面緑化助成事業の対象地域について、現在の中心市街地を商業・近隣商業地域に改める。 【具体的な内容】 中心市街地を対象区域として助成を行っているが、対象区域を商業・近隣商業地域に改める。 ・対象区域 中心市街地→商業・近隣商業地域	中心市街地を対象区域として実施している。
51	8：安全・安心かつ快適に暮らすことのできる定住環境の創出	再生可能エネルギーの導入促進	広域交流拠点 拠点外	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 自ら居住する市内の住宅等に、設備設置費補助を通じて、太陽光発電や蓄電、太陽熱利用の普及を促進している。 太陽光発電事業者に市有地4件を貸し出しており、いずれも固定価格買取制度により売電している。 市施設の太陽光発電の導入を推進している。 下水処理場において、下水汚泥消化ガスを有効利用している。（消化槽の加温、空調燃料、発電） 廃棄物処理施設（南部・西部クリーンセンター）において、廃棄物焼却の余熱を有効利用している。（給湯、空調、温浴施設、発電） 小規模水力発電を行っている。（浅野浄水場） 【今後の予定】 ・上記の取組を継続実施する。 ・固定価格買取制度や設置コストの状況に留意しながら適切な制度運用を行っていく。	【基本的な考え方】 太陽エネルギー等の再生可能エネルギーの導入を促進する。 【具体的な内容】 設備設置費補助を通じて、太陽光発電や蓄電、太陽熱利用の普及を促進する。 太陽光発電事業者に市有地を貸し出す。 市施設の太陽光発電の導入を推進する。 下水汚泥消化ガスを有効利用する。（消化槽の加温、空調燃料、発電） 廃棄物焼却の余熱を有効利用する。（給湯、空調、温浴施設、発電） 小規模水力発電を行う。（浅野浄水場）	・設備設置費補助を通じて、太陽光発電（平成27年度末現在、以下同じ7,107件）や蓄電（80件）、太陽熱利用（49件）の普及を促進（市内全域で均一に実施） ・太陽光発電事業者に市有地を貸出し（4件） ・市施設の太陽光発電の導入を推進（58件） ・下水汚泥消化ガスを有効利用（消化槽の加温、空調、発電） ・廃棄物焼却の余熱を有効利用（給湯、空調、温浴施設、発電） ・小規模水力発電（浅野浄水場）
52	9：空き家等の有効活用	拠点居住促進事業	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	中長期（新規）	新規・施策事業	未着手	【現時点までの経過】 他自治体や国の補助施策等を参考に調査・分析を行っている。 【今後の予定】 社会情勢等を見ながら、必要な施策の実施について検討を続ける。	【基本的な考え方】 拠点内での居住を促進する。 【具体的な内容】 既存ストックの有効利用（空き家やコーポラティブハウス・オフィス、コンバージョンなど、）に資する増改築、リフォーム等への工事費の一部を補助する。 また、土地の細分化による建て替え困難な宅地を集約化など技術的な支援を行う。 社会資本整備総合交付金 基幹事業：市街地再整備+効果促進事業：リフォーム補助	
53	9：空き家等の有効活用	空き家バンクの構築	広域交流拠点 地域・生活交流拠点	短期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 移住希望者向けに空き家等の情報を提供する空き家バンクを構築し、市内4地区で、モデル事業として空き家物件の掘り起こしを行った。 【今後の予定】 モデル事業で空き家物件の掘り起こしがあまり進まず、登録件数が少ないことから、県が構築している空き家バンク制度を活用して、空家の利活用及び移住促進を図るとともに、今後とも、登録件数が増えるよう市民等に働き掛けを行いながら、コンパクトエコシティの推進につなげていきたい。	【基本的な考え方】 空き家等を有効活用するため、移住希望者向けに空き家等の情報を提供する空き家バンクを構築する。 【具体的な内容】 空き家等の所有者と利用者をつなぐ、情報提供サイトを構築するとともに、モデル事業を通じて、民間事業者が実施している事業との差別化を図るための検討を行う。	空き家バンクへの登録件数が増えるよう市民や事業者等に働き掛けを行う。
54	9：空き家等の有効活用	空き家対策事業	全域	中長期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 空き家の利活用と高松市内への移住の促進を図るため、香川県空き家バンク制度登録物件の改修工事に対し補助金を交付したほか、「高松市空家等の適切な管理及び活用の促進に関する条例」の施行や「高松市空家等対策協議会」の設置、「高松市空家等対策計画」を策定した。 【今後の予定】 立地適正化計画の策定に合せ、重点的に取り組む地域を検討。	【基本的な考え方】 定住人口を増加させ、地域の活性化を図るため、空き家等を有効活用することにより、本市への移住・交流を促進する。 【具体的な内容】 本市の魅力を効果的・効率的に発信する手法や、移住者の定住化を図るための施策について検討を行う。	空き家の利活用と、高松市内への移住の促進を図るため、平成27年度から「香川県空き家バンク制度」登録物件の改修工事や家財道具の処分に対し補助金を交付している。 また、平成28年度から周辺の生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある老朽化し危険な空き家の取り壊し（除却）に対し補助金を交付している。

項番	施策方針	施策名	拠点	期間区分	施策種別	進捗状況	説明	施策等の概要	現施策の内容
55	10：新たな公共投資・市街地拡大の抑制	市営住宅長寿命化計画推進事業	拠点外	中長期（修正）	新規・施策事業	未着手	【現時点までの経過】 より利便性の高い用地について検討している。 【今後の予定】 現在、高松市市営住宅長寿命化計画の中間見直しを進めており、平成29年3月に策定予定である。見直しにおいて、必要供給戸数や建替計画等の現施策の内容を変更する可能性がある。	多核連携型コンパクト・エコシティ推進計画や現在策定中の立地適正化計画の考え方を踏まえ、住宅セーフティネットとしての必要供給戸数を確保しつつ、効率的な事業実施に取り組み市営住宅ストックの長寿命化によるライフサイクルコスト縮減や事業量の平準化を図る。	計画期間 H24年度～H33年度 管理戸数 4,297戸（H24年度時点） 維持管理 2,595戸 建替 1,496戸 用途廃止 206戸
56	10：新たな公共投資・市街地拡大の抑制	農地転用規制の厳格化	拠点外	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 郊外部の用途白地地域等である第1種・第2種農地に係る転用規制の適正化を図り、集約拠点である用途地域内の土地利用への誘導を促進した。 【今後の予定】 引き続き、郊外部の用途白地地域等である第1種・第2種農地に係る転用規制の適正化を図り、集約拠点である用途地域内の土地利用への誘導を促進する。	【基本的な考え方】 郊外部の用途白地地域等である第1種・第2種農地の転用許可に係る審査において、「申請地に代えて農地以外の土地または第3種農地で当該事業の目的が達成できるかどうか」という土地の代替性要件の審査をより厳格化し、集約拠点である用途地域内の土地利用へ誘導する。	土地の代替性の審査は、次のとおり行っている。 （1）転用目的が農家住宅・分家住宅・非農家の自己住宅の場合 自己住宅等利用計画書と併せて計画地周辺における所有地一覧表の添付 （2）転用目的が事業用（分譲住宅・店舗・露天資材置場等）の場合 事業計画書（事業用）と併せて候補地比較検討表の添付
57	10：新たな公共投資・市街地拡大の抑制	耕作放棄地解消指導の強化	拠点外	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 郊外部の用途白地地域等にある耕作放棄地の解消指導を強化するとともに、遊休農地の未然防止を図るため、下限面積が緩和された農地法第3条及び利用権設定等促進事業を推進し、優良農地の確保と有効利用を図った。 【今後の予定】 引き続き、郊外部の用途白地地域等において、耕作放棄地対策を強化するとともに、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業を推進するほか、「人・農地プラン」の作成・見直しにも参画して、新規就農者等に耕作放棄地の具体的な情報を紹介するなど、優良農地の確保と有効利用を図る。	【基本的な考え方】 郊外部の用途白地地域等にある耕作放棄地の解消指導を強化するとともに農地の利用集積を推進し、郊外部に存在する優良農地の確保と有効利用を図り、自然環境を保全する。	荒廃農地のうち、通常の農作業による耕作が可能な耕作放棄地について、香川県農地機構への貸付けを促す利用意向調査を実施するなど、農地中間管理事業を活用した利用集積を推進するとともに、「人・農地プラン」の作成・見直しにも参画し、新規就農者等に耕作放棄地の具体的な情報を紹介するなど、生産基盤である優良農地の保全を図る。
58	10：新たな公共投資・市街地拡大の抑制	下水道・合併処理浄化槽整備の見直し	全域	中長期（修正）	既存施策・事業修正	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成25年度は単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の場合、150基限定で上乗せ補助制度を実施し、平成26～28年度も限定200基で同制度を継続し、ほぼ予定基数に達している。また、平成26年度から新設浄化槽(用途地域を除く)の補助金額を1/2に減額にするなどの見直しを行った。 【今後の予定】 現制度を継続しながら、引き続き、既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に重点を置いた整備を推進する。	【基本的な考え方】 下水道事業計画区域外において、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付を実施する。 【具体的な内容】 既存単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換に重点を置いた補助制度を実施する。	下水道事業計画区域外の住宅に設置する合併処理浄化槽と単独処理浄化槽等からの転換について、補助を行っている。
59	10：新たな公共投資・市街地拡大の抑制	都市計画道路網再編事業	全域	中長期（修正）	新規・施策事業	未着手	【現時点までの経過】 平成26年度末に県実施のパーソントリップ調査の結果として、将来交通量の推計が示された。 【今後の予定】 都市計画道路網の再編については、将来交通量を基礎として、路線の必要性や代替の有無、環境、防災等の観点や、立地適正化計画の策定状況を踏まえ、平成30年度から検討を進めていくこととしている。	【基本的な考え方】 都市計画道路網の見直し 【具体的な内容】 新しい都市計画道路の整備による土地利用の誘発をコントロールするため、郊外部の道路整備の必要性を検証するとともに、既成市街地において、ネットワーク上や市街地形成上必要な道路やボトルネックの解消策（右折レーン等の拡充）等を総合的に検討する都市計画道路網再編を行うもの。（県実施のパーソントリップ調査の結果を踏まえ、将来交通量を見極めながら進める必要がある。）	
60	10：新たな公共投資・市街地拡大の抑制	立地適正化計画（仮称）の策定	全域	中長期（新規）	新規・施策事業	実施済（継続分）	【現時点までの経過】 平成29年度末の策定に向けて、平成27年度は、本市の特性や現状、将来予測、人口動態や土地利用の状況などの基礎調査を実施した。平成28年度は、前年度の基礎調査に基づき、誘導区域の設定及び誘導施策の検討等、計画素案の作成業務に取り組んだ。 【今後の予定】 平成28年度末に素案を策定し、それ以降は平成29年度末策定を目標に、住民説明会、関係者調整等を通して合意形成を行っていく。	【基本的な考え方】 平成26年8月に都市再生特別措置法の一部を改正する法律が施行され、これによりコンパクトなまちづくりに向けた法的枠組みが整備された。この改正で策定できることとなった立地適正化計画については、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」を主軸にするものであり、本市が取り組む「多核連携型コンパクト・エコシティ」の理念と一致することから、計画策定に取り組むものである。 【具体的な内容】 医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し、集約することを目的とする「都市機能誘導区域」や一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されることを目的とする「居住誘導区域」を設定し、それぞれの誘導区域への適切な誘導施策を定めていく。	